

賀川事業団雲柱社への寄附金（賛助会員含む）は

税法上の優遇が受けられます。

賀川事業団雲柱社は、公益財団法人（特定公益増進法人に該当）として認定を受けています。当財団へのご寄附は税法上の優遇措置の対象となります。

特定公益増進法人に寄附をした法人は、確定申告によって法人税法上の損金限度額が通常の算入限度額とは別枠で認められます。

◇法人のご寄附の税法上の優遇について

(1)一般損金算入限度額（法人税法第 37 条第 1 項に該当）

$(\text{資本等の額} \times 2.5 / 1,000 \times \text{事業年度の月数} / 12 + \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5) / 100 \times 1/4$ この額は、特定公益増進法人を含めあらゆる寄附金について損金算入が認められている限度額です。

(2)特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額（法人税法第 37 条第 4 項に該当）次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

①特定公益増進法人に対する寄附金の合計額

② $(\text{資本等の額} \times 3.75 / 1,000 + \text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$

特定公益増進法人に対する寄附金のうち損金に算入されなかった金額は、一般の寄附金の額に含めます。

上記(1)、(2)の限度額を併用することができます。

この優遇措置を受けるためには、当財団が発行する領収書と、「公益財団法人であることの認定書（写）」を添えて申告する必要があります。また、同封いたしました寄附金受領証明書は相当期間大切に保存して頂きますよう、お願い申し上げます。

皆さまからいただく寄附金は、当法人の「寄附金等取扱規定」をもとに有効に使用させていただきます。賀川豊彦事業団雲柱社の事業活動にご理解とご賛同をいただき、ご支援をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人 賀川事業団雲柱社

TEL : 03-3302-2855 Fax : 03-3304-3599

E-mail : office@unchusha.com